

監査公表第11号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年11月9日

新城市監査委員 原 義弘
新城市監査委員 下江洋行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

第1 監査の対象

財政援助団体 新城市土地開発公社
団体の所管課 建設部用地開発課

第2 監査に当たった監査委員

原 義弘、下江洋行

第3 監査の期間

令和2年9月4日～令和2年11月6日

第4 監査の方法

新城市土地開発公社の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第5 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市土地開発公社は、新城市の公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立された。

(1) 役員等数（令和2年9月末現在）

理事長1名、副理事長1名、理事10名（うち、常務理事1名）、監事2名

(2) 事務局体制（令和2年9月末現在）

事務局長1名、次長1名、係長1名、係員2名

(3) 事業

公共用地及び公用地等の土地の取得、造成その他の管理及び処分
住宅用地の造成事業並びに内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業等
その他付帯業務等

2 監査対象事業について

補助事業等

令和元年度

新城市土地開発公社補助金 185,011,000円

令和2年度

新城市土地開発公社補助金 0円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【新城市土地開発公社】

意見

- 1 公有地の先行取得については本市に欠かせない業務であるが、デッドストックとなっている特に市の依頼に基づき取得した土地は、今後の利用が見通せない場合も含め、市で買い戻してもらおうなど公社の負担を減らすよう努力されたい。
- 2 市から「新城市土地開発公社に対する市の考えについて」が示された。公社についても年度末までには方針を示し、負担の解消に努められたい。
- 3 予算書第4条に定める借入金利率について、次年度予算から実情に合わせ変更されたい。

【建設部用地開発課】

意見

公有地の先行取得については本市に欠かせない業務であるが、デッドストックとなっている特に市の依頼に基づき取得した土地は、今後の利用が見通せない場合も含め、市で買い戻してもらおうなど公社の負担を減らすよう努力されたい。